香川県条例第38号

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料月額等の特例） 第１条　略 ２　略 ３　職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第５号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第８号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第７条の２第１項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第１項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第６項から第８項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第５項から第７項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第３条から第４条まで、平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項まで、学校職員給与条例第５条及び第７条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第５項から第７項までの規定にかかわらず、第１号に掲げる額から当該額に１００分の３を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額（その額から第２号に掲げる額を減じて得た額が、第３号に掲げる額から第１号に掲げる額を減じて得た額と、第４号に掲げる額から第５号に掲げる額を減じて得た額を12で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額を超える場合にあっては、第２号に掲げる額に当該合計額を加えた額）とする。ただし、手当の額及び義務教育諸	（給料月額等の特例） 第１条　略 ２　略 ３　職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第５号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第８号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第７条の２第１項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第１項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第６項から第８項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第５項から第７項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第３条から第４条まで、平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項まで、学校職員給与条例第５条及び第７条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第５項から第７項までの規定にかかわらず、職員給与条例第３条から第４条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第５条及び第７条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第５項から第７項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及

学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第４条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

（1） 職員給与条例第３条から第４条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第５条及び第７条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第５項から第７項までの規定による給料の額との合計額

（2） 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第34号）第１条中第１の表の改正部分による改正前の職員給与条例（以下「平成22年改正前職員給与条例」という。）、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第３条の規定による改正前の平成18年改正職員給与条例（以下「平成22年改正前の平成18年改正職員給与条例」という。）附則、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第36号）第１条中第１の表の改正部分による改正前の学校職員給与条例（以下「平成22年改正前学校職員給与条例」という。）、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第３条の規定による改正前の平成18年改正学校職員給与条例（以下「平成22年改正前の平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則及び知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第38号）による改正前のこの条例の規定を適用したとしたならば当該職員が受けることとなる同条例第１条第３項又は第４項（同条第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により減じて得た額

（3） 平成22年改正前職員給与条例、平成22年改正前の平成18年改正職員給与条例附則、平成22年改正前学校職員給与条例及び平成22年改正前の平成18年改正学校職員給与条例附則（以下「平成22年改正前職員給与条例等」という。）の規定を適用したとしたならば当該職員が受けることとなる平成22年改正前職員給与条例第３条から第４条までの規定により定められる額と平成22年改正前の平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項までの規定による給料の額との合計額又は平成22年改正前学校職員給与条例第５条及び第７条の規定により定められる額と平成22年改正前の平成18年改正学校職員給与条例附則第５項から第７項までの規定による給料の額との合計額

び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第４条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

（1） 行政職給料表の職務の級７級以上９級以下の職員　１００分の4．7
（2） 行政職給料表の職務の級５級又は６級の職員　１００分の4．8
（3） 公安職給料表の職務の級８級又は９級の職員　１００分の4．7
（4） 公安職給料表の職務の級７級の職員　１００分の4．8
（5） 研究職給料表の職務の級５級の職員　１００分の4．7
（6） 医療職給料表㈠の職務の級４級の職員　１００分の５
（7） 医療職給料表㈡の職務の級７級又は８級の職員　１００分の4．7
（8） 医療職給料表㈡の職務の級６級の職員　１００分の4．8
（9） 医療職給料表㈢の職務の級７級の職員　１００分の4．7
（10） 医療職給料表㈢の職務の級６級の職員　１００分の4．8
（11） 大学教育職給料表の職務の級４級の職員　１００分の4．7
（12） 高等学校等教育職給料表の職務の級３級又は４級の職員　１００分の4．7
（13） 高等学校等教育職給料表の職務の級２級の職員（32号給以下の職員を除く。）　１００分の4．8
（14） 高等学校等教育職給料表の職務の級２級の32号給以下の職員　１００分の５
（15） 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級３級又は４級の職員　１００分の4．7

(4)　当該職員が12月１日に在職するものとした場合において平成22年改正前職員給与条例等の規定を適用したとしたならば当該職員が受けることとなる、平成22年改正前職員給与条例第14条の５、平成22年改正前の平成18年改正職員給与条例附則第９項及び平成22年改正前学校職員給与条例第24条の３の規定により12月に支給される期末手当の額と平成22年改正前職員給与条例第14条の８、平成22年改正前の平成18年改正職員給与条例附則第９項及び平成22年改正前学校職員給与条例第24条の６の規定により12月に支給される勤勉手当の額との合計額。この場合において、平成22年改正前職員給与条例第14条の５第２項及び第14条の８第２項並びに平成22年改正前学校職員給与条例第24条の３第２項及び第24条の６第２項の規定の適用については、平成22年改正前職員給与条例第14条の５第２項及び平成22年改正前学校職員給与条例第24条の３第２項中「基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「１００分の１００」と、平成22年改正前職員給与条例第14条の８第２項中「任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合」とあり、及び平成22年改正前学校職員給与条例第24条の６第２項中「任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合」とあるのは「前項の職員のうち再任用職員以外の職員にあっては１００分の70（特定管理職員にあっては、１００分の90）、前項の職員のうち再任用職員にあっては１００分の35（特定管理職員にあっては、１００分の45）」とする。

(5)　当該職員が12月１日に在職するものとした場合において、職員給与条例第14条の５、平成18年改正職員給与条例附則第９項及び学校職員給与条例第24条の３の規定により12月に支給されることとなる期末手当の額と職員給与条例第14条の８、平成18年改正職員給与条例附則第９項及び学校職員給与条例第24条の６の規定により12月に支給されることとなる勤勉手当の額との合計額。この場合において、職員給与条例第14条の５第２項及び第14条の８第２項並びに学校職員給与条例第24条の３第２項及び第24条の６第２項の規定の適用については、職員給与条例第14条の５第２項及び学校職員給与条例第24条の３第２項中「基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「１００分の１００」と、職員給与条例第14条の８第２項中「任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合」とあり、及び学校職員給与条例第24条の６第２項中「任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定め

る割合」とあるのは「前項の職員のうち再任用職員以外の職員にあっては100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）、前項の職員のうち再任用職員にあっては100分の30（特定管理職員にあっては、100分の40）」とする。

4　職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、前項第1号に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額（その額から同項第2号に掲げる額を減じて得た額が、同項第3号に掲げる額から同項第1号に掲げる額を減じて得た額と、同項第4号に掲げる額から同項第5号に掲げる額を減じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額を超える場合にあっては、同項第2号に掲げる額に当該合計額を加えた額）とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1)　行政職給料表の職務の級2級以上5級以下の職員　100分の1（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の2）

(2)　公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員　100分の2

(3)　公安職給料表の職務の級2級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は3級以上6級以下の職員　100分の1（切替日の前日において、平

4　職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1)　行政職給料表の職務の級2級の職員（24号給以下の職員を除く。）、3級の職員（8号給以下の職員を除く。）又は4級若しくは5級の職員　100分の2.8（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の3.8）

(2)　行政職給料表の職務の級2級の24号給以下又は3級の8号給以下の職員　100分の3

(3)　行政職給料表の職務の級1級の職員（56号給以下の職員を除く。）　100分の0.8

(4)　行政職給料表の職務の級1級の56号給以下の職員　100分の1

(5)　公安職給料表の職務の級8級の職員　100分の3.7

(6)　公安職給料表の職務の級7級の職員　100分の3.8

(7)　公安職給料表の職務の級2級の職員（44号給以下の職員を除く。）、3級の職員（32号給以下の職員を除く。）、4級の職員（16号給以下の

成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級８級であった職員にあっては、１００分の２）

（4） 研究職給料表の職務の級４級又は５級の職員 １００分の２

（5） 研究職給料表の職務の級２級の職員（22号給以下の職員を除く。）又は３級の職員 １００分の１（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級４級であった職員にあっては、１００分の２）

（6） 医療職給料表㈠の職務の級３級又は４級の職員 １００分の２

（7） 医療職給料表㈠の職務の級２級の職員 １００分の１

（8） 医療職給料表㈡の職務の級６級の職員 １００分の２

（9） 医療職給料表㈡の職務の級３級以上５級以下の職員 １００分の１（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表㈡の職務の級６級であった職員にあっては、１００分の２）

職員を除く。）又は５級若しくは６級の職員 １００分の２．８（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級８級であった職員にあっては、１００分の3．8）

（8） 公安職給料表の職務の級２級の33号給以上44号給以下、３級の32号給以下又は４級の16号給以下の職員 １００分の３

（9） 公安職給料表の職務の級１級の41号給以上52号給以下又は２級の32号給以下の職員 １００分の２

(10) 公安職給料表の職務の級１級の職員（52号給以下の職員を除く。）１００分の1．8

(11) 公安職給料表の職務の級１級の40号給以下の職員 １００分の１

(12) 研究職給料表の職務の級４級又は５級の職員 １００分の3．7

(13) 研究職給料表の職務の級２級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は３級の職員 １００分の2．8（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級４級であった職員にあっては、１００分の3．8）

(14) 研究職給料表の職務の級２級の23号給以上32号給以下の職員 １００分の３

(15) 研究職給料表の職務の級２級の21号給又は22号給の職員 １００分の２

(16) 研究職給料表の職務の級１級の56号給以下又は２級の20号給以下の職員 １００分の１

(17) 研究職給料表の職務の級１級の職員（56号給以下の職員を除く。）１００分の0．8

(18) 医療職給料表㈠の職務の級３級又は４級の職員 １００分の４

(19) 医療職給料表㈠の職務の級２級の職員 １００分の３

(20) 医療職給料表㈠の職務の級１級の職員 １００分の２

(21) 医療職給料表㈡の職務の級６級の職員 １００分の3．8

(22) 医療職給料表㈡の職務の級３級の職員（16号給以下の職員を除く。）、４級の職員（４号給以下の職員を除く。）又は５級の職員 １００分の２．８（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表㈡の職務の級６級であった職員にあっては、１００分の３．８）

(23) 医療職給料表㈡の職務の級３級の16号給以下又は４級の４号給以下の職員 １００分の３

(24) 医療職給料表㈡の職務の級１級の職員（52号給以下の職員を除く。）

(10)　医療職給料表(三)の職務の級３級以上５級以下の職員　１００分の１（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級６級であった職員にあっては、１００分の２）

(11)　大学教育職給料表の職務の級３級又は４級の職員　１００分の２
(12)　大学教育職給料表の職務の級１級の職員（20号給以下の職員を除く。）又は２級の職員　１００分の１

(13)　高等学校等教育職給料表の職務の級３級の職員　１００分の２
(14)　高等学校等教育職給料表の職務の級２級の職員（21号給以下の職員を除く。）又は特２級の職員　１００分の１

(15)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級３級又は４級の職員

又は２級の職員（32号給以下の職員を除く。）　１００分の０．８
(25)　医療職給料表(二)の職務の級１級の52号給以下又は２級の32号給以下の職員　１００分の１
(26)　医療職給料表(三)の職務の級３級の職員（16号給以下の職員を除く。）、４級の職員（４号給以下の職員を除く。）又は５級の職員　１００分の２．８（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級６級であった職員にあっては、１００分の３．８）
(27)　医療職給料表(三)の職務の級３級の16号給以下又は４級の４号給以下の職員　１００分の３
(28)　医療職給料表(三)の職務の級１級の56号給以下又は２級の40号給以下の職員　１００分の１
(29)　医療職給料表(三)の職務の級１級の職員（56号給以下の職員を除く。）又は２級の職員（40号給以下の職員を除く。）　１００分の０．８
(30)　大学教育職給料表の職務の級３級又は４級の職員　１００分の３．７
(31)　大学教育職給料表の職務の級１級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は２級の職員（12号給以下の職員を除く。）　１００分の２．８
(32)　大学教育職給料表の職務の級１級の21号給以上32号給以下又は２級の12号給以下の職員　１００分の３
(33)　大学教育職給料表の職務の級１級の20号給以下の職員　１００分の２
(34)　高等学校等教育職給料表の職務の級３級の職員　１００分の３．７
(35)　高等学校等教育職給料表の職務の級２級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は特２級の職員（４号給以下の職員を除く。）　１００分の２．８
(36)　高等学校等教育職給料表の職務の級２級の22号給以上32号給以下又は特２級の４号給以下の職員　１００分の３
(37)　高等学校等教育職給料表の職務の級２級の20号給又は21号給の職員　１００分の２
(38)　高等学校等教育職給料表の職務の級１級の52号給以下又は２級の19号給以下の職員　１００分の１
(39)　高等学校等教育職給料表の職務の級１級の69号給以上の職員（寄宿舎指導員及び実習助手に限る。）　１００分の１．８
(40)　高等学校等教育職給料表の職務の級１級の職員（前号に掲げる職員及び52号給以下の職員を除く。）　１００分の０．８
(41)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級３級又は４級の職員

１００分の２
(16)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級２級の職員（33号給以下の職員を除く。）又は特２級の職員　１００分の１

５　職員給与条例第３条の２の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条、前項第11号及び平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に１００分の13を乗じて得た額を減

１００分の３．７
(42)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級２級の職員（44号給以下の職員を除く。）又は特２級の職員（４号給以下の職員を除く。）　１００分の２．８
(43)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級２級の34号給以上44号給以下又は特２級の４号給以下の職員　１００分の３
(44)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級２級の32号給又は33号給の職員　１００分の２
(45)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級１級の52号給以下又は２級の31号給以下の職員　１００分の１
(46)　中学校及び小学校教育職給料表の職務の級１級の職員（52号給以下の職員を除く。）　１００分の０．８

５　差額給料の支給を受ける職員に対する前２項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第３項第１号、第３号、第５号、第７号、第９号、第11号、第12号及び第15号	１００分の４．７	１００分の4.75
第３項第２号、第４号、第８号、第10号及び第13号	１００分の４．８	１００分の4.75
第４項第１号、第７号、第13号、第22号、第26号、第31号、第35号及び第42号	１００分の２．８	１００分の2.75
第４項第１号、第６号、第７号、第13号、第21号、第22号及び第26号	１００分の３．８	１００分の3.75
第４項第３号、第17号、第24号、第29号、第40号及び第46号	１００分の０．８	１００分の0.75
第４項第５号、第12号、第30号、第34号及び第41号	１００分の３．７	１００分の3.75
第４項第10号及び第39号	１００分の１．８	１００分の1.75

６　職員給与条例第３条の２の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条、第４項第30号及び平成18年改正職員給与条例附則第６項から第８項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に１００分の13を乗じて得た額を

じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。 （給料の調整額の特例） 第２条　特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、当該額に前条第３項第１号に掲げる額から同項の規定により当該職員が受ける給料月額と差額給料の額との合計額を減じて得た額を同項第１号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 ２　職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、当該額に前条第３項第１号に掲げる額から同条第４項の規定により当該職員が受ける給料月額と差額給料の額との合計額を減じて得た額を同条第３項第１号に掲げる額で除して得た割合（規則で定める職員にあっては、１００分の４を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。	減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。 （給料の調整額の特例） 第２条　特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前条第３項第12号から第15号までに掲げる職員の区分に応じて同項第12号から第15号までに定める割合（同条第５項の規定により読み替えることとされている場合においては、同項の規定により読み替えられた同条第３項第12号から第15号までに定める割合）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 ２　職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前条第４項第34号から第46号までに掲げる職員の区分に応じて同項第34号から第46号までに定める割合（同条第５項の規定により読み替えることとされている場合においては、同項の規定により読み替えられた同条第４項第34号から第46号までに定める割合）（規則で定める職員にあっては、１００分の４を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附　則

１　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第５号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第８号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（職員給与条例第３条の２の規定の適用を受ける職員を除く。）をいう。以下同じ。）には、改正後の第１条第３項及び第４項、職員給与条例第３条及び第４条、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第６項から第８項まで、学校職員給与条例第５条及び第７条並びに公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第５項から第７項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料のほか、当該職員に係る第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じて得た額（その額が改正後の第１条第３項第４号に掲げる額から同項第５号に掲げる額を減じて得た額を12で除して得た額に平成22年４月１日から施行日の前日までの期間（以下「特定期間」という。）において当該職員に給料が支給されていた月数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）を、施行日の属する月（その月に給料が支給されない職員にあっては、特定期間に係る月のうち施行日前の直近に給料が支給されていた月）の給料として、職員給与条例第５条第２項及び学校職員給与条例第18条第２項の規定にかかわらず、規則で定める日に支給する。

（１）　特定期間において、改正前の第１条第３項又は第４項（同条第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第２条の規定により減ずる

額の合計額

(2)　特定期間において、改正後の知事等の給与等の特例に関する条例の規定を適用したとしたならば、改正後の第１条第３項又は第４項の規定により同条第３項第１号に掲げる額から減ずることとなる額と改正後の第２条の規定により公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第36号）第１条中第１の表の改正部分による改正前の学校職員給与条例第17条の規定により定められる額から減ずることとなる額との合計額。この場合において、改正後の第１条第３項及び第４項の規定の適用については、同条第３項中「（その額から第２号に掲げる額を減じて得た額が、第３号に掲げる額から第１号に掲げる額を減じて得た額と、第４号に掲げる額から第５号に掲げる額を減じて得た額を12で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額を超える場合にあっては、第２号に掲げる額に当該合計額を加えた額）とする」とあり、及び同条第４項中「（その額から同項第２号に掲げる額を減じて得た額が、同項第３号に掲げる額から同項第１号に掲げる額を減じて得た額と、同項第４号に掲げる額から同項第５号に掲げる額を減じて得た額を12で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額を超える場合にあっては、同項第２号に掲げる額に当該合計額を加えた額）とする」とあるのは、「とする」とする。